

福岡医発第905号(地)
平成19年 8月31日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横 倉 義 武
(公印省略)



福岡県医師国民健康保険組合特定健診・特定保健指導実施医療機関について

医療制度改革における医療費適性化の中長期的対策として、生活習慣病対策の強化が打ち出され、平成20年度より特定健診・特定保健指導が医療保険者に義務付けられることになりましたが、福岡県医師国民健康保険組合では、特定健診・特定保健指導を円滑に実施するために、今般、モデル事業を実施することとなり、その実施について本会へ委託契約締結の依頼があり、平成19年8月30日開催の本会第15回全理事会で協議の結果、委託契約を締結することとなりました。

そこで、本モデル事業の実施医療機関につきましては、手上げ方式にて登録を行うことといたしました。

つきましては、会員各位へご周知いただき、特定健診・特定保健指導実施医療機関として登録いただける医療機関を貴会においてお取りまとめの上、9月19日(水)までに別紙様式により e-mail (fpma-chiiki@fukuoka.med.or.jp) でご回報いただきますようお願い申し上げます。

なお、

- 1) 本モデル事業実施要綱(案)は、別紙1のとおりであります。
- 2) 健診並びに保健指導単価は、別紙2のとおりです。
- 3) 健診あるいは保健指導のみの登録も可能ですが、出来る限り健診・保健指導両方の登録をお願いいたします。
- 4) 今回登録いただいた医療機関につきましては、来年4月以降の福岡県医師国民健康保険組合における本事業の実施医療機関になっていただくとともに、他の保険者から本会が委託を受けた場合の実施医療機関になっていただく予定としております。
- 5) 請求書の様式、請求方法等詳細につきましては、後日、改めてご連絡申し上げます。

福岡県医師国民健康保険組合特定健診等モデル事業実施要綱（案）

1. 目 的

福岡県医師会（以下、「県医師会」という。）は、平成20年度より医療保険者に義務づけられる特定健診・特定保健指導（以下、「特定健診等」という。）を効果的・効率的に実施するため、本年度、福岡県医師国民健康保険組合（以下、「医師国保組合」という。）より委託を受け、モデル事業を実施することとする。

2. 対 象 者

医師国保組合の40歳から74歳までの被保険者（甲種組合員・乙種組合員・甲種家族・乙種家族）を対象とする。

3. 実施医療機関

県医師会の会員医療機関において実施する。なお、平成20年度からは、標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）（以下、「プログラム」という。）に定める委託基準を満たし、県医師会が実施する実践者育成研修会を受講した会員医療機関とする。

4. 実施体制

県医師会に健診部署を設置し、医師国保組合と委託契約を締結する。

5. 実施方法

（1）医師国保組合より対象者へモデル事業に対する案内と「受診券（別紙1）」及び「特定健康診査受診票（別紙2）」を発行する。

（2）対象者は健診実施医療機関において健診を受診する。

なお、健診項目はプログラムに示されている「基本的な健診の項目」及び「詳細な健診の項目」とする。

「基本的な健診の項目」

○質問票（服薬歴、喫煙歴等）

○身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）

○理学的検査（身体診察）

○血圧測定

○血液検査

・脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール）

・血糖検査（ヘモグロビンA1c、空腹時血糖）

・肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP）

○検尿（尿糖、尿蛋白）

「詳細な健診の項目」

○心電図検査

○眼底検査

○貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値）

(3) 健診実施医療機関は、健診データを「特定健康診査結果票（別紙2）」にて県医師会に提出。併せて「特定健診費用請求書（別紙3）」により費用を請求する。

(4) 県医師会で健診データを階層化し、対象者へ健診結果票と情報提供資料を送付する。なお、動機づけ支援及び積極的支援に該当する者については、「利用券（別紙1）」を発行する。また、服薬中の者については、特定保健指導の対象とはせず、前期高齢者（65歳以上75歳未満）については、積極的支援の対象となった場合でも動機づけ支援とする。

(5) 動機づけ支援及び積極的支援に該当する者は保健指導実施医療機関において保健指導を受ける。

「動機づけ支援」

○支援期間・頻度

原則1回の支援とする。

○支援形態

a 面接による支援

1人20分以上の個別支援

b 6ヵ月後の評価

6ヵ月後の評価は電話にて行う。

「積極的支援」

○支援期間・頻度

3ヵ月以上継続的に支援する。

○支援形態

a 面接による支援

1人20分以上の個別支援

b 3ヵ月以上の継続的な支援

支援Aで160ポイント以上

・個別支援A（20分）を1ヵ月後と2ヵ月後に行う。

支援Bで20ポイント以上

・電話B（10分）を2週間後と3ヵ月後に行う。

c 6ヵ月後の評価

6ヵ月後の評価は電話にて行う。

(6) 保健指導実施医療機関は6ヵ月後の評価を「特定保健指導支援計画及び実施報告書」にて県医師会に提出。併せて「特定保健指導費用請求書」により費用を請求する。

区 分		1人当たり委託料単価
特定健康診査	基本的な健診の項目	5,000円
	詳細な健診の項目 (医師の判断による追加項目)	貧血検査 診療報酬点数表により算定
		心電図検査 診療報酬点数表により算定
		眼底検査 診療報酬点数表により算定
特定保健指導	動機付け支援	12,000円
	積極的支援	25,000円

※上記委託料単価に消費税を付加する。

福岡県医師国民健康保険組合特定健診・特定保健指導モデル事業実施医療機関

医師会

No.	医療機関名	管理者氏名	住所	郵便番号	電話番号	健診	保健指導	備考
見本	福岡県医師会	福岡 太郎	福岡市博多区博多駅南2-9-30	812-8551	092-431-4564	○	○	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								

※「健診」、「保健指導」欄については、登録を希望される欄に○をつけて下さい。